

愛南町議会中継に関する確認事項

R03.05.14

R07.03.11 全協承認（決算・予算勉強会の追加）

1. テレビ中継

議会のテレビ中継は、次のとおり実施する。

（１）定例会の中継

定例会の中継は、生中継と録画中継２回の計３回を放送することとし、録画中継においては、その日の夜（深夜から始まる時間は避ける。）１回と翌日の昼間１回とする。ただし、録画放送において愛媛 CATV が特別な理由で変更する場合にはこの限りとしない。

（２）臨時議会の中継

臨時議会の中継は、定例会の中継を準用する。

（３）正副議長志願者の所信表明会の中継

本会議休憩中に行う正副議長志願者の所信表明会は、定例会の中継を準用する。

（４）決算・予算勉強会に係る議員全員協議会の中継

決算・予算勉強会に係る議員全員協議会の中継は、定例会の中継を準用する。

2. インターネット中継

議会のインターネット中継は、次のとおり実施する。

（１）中継の種類

中継の種類はライブ中継と録画中継の２種類とし、テレビ中継で用いた映像を使用する。

（２）配信の期間

配信の期間は、最低２年間とする。